

藤沢市休日保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）において保護者の勤務等により児童が保育を必要とする場合の保育の需要に対応するための休日保育事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 休日保育事業の対象となる児童は、生後6ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの者で、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) この市の区域内に存する施設において保育されている者、又は市内に居住し、他市町村に存する施設において保育されている者で、次に掲げる施設のいずれかに入所していること。

ア 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第39条に規定する業務を目的として法第35条第3項又は第4項の規定により設置された施設

イ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設で、利用児童が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号、第3号に規定する支給認定子ども

ウ 地域型保育事業 法6条の3第9項、第10項、第11項、第12項の規定により設置された施設

(2) 日曜日又は休日（以下「休日等」という。）において、保護者が就労または就学しており、児童が保育を必要とする場合。

(3) 前号に掲げるもののほか、休日等で家庭における保育が困難であると市長及び施設長が認める場合。

(実施施設)

第3条 休日保育事業を実施する施設は、次の各号のいずれにも該当するこの市の区域内に存する施設で、市長の指定を受けた施設（以下「実施施設」という。）とする。

- (1) 利用定員が10人程度であること。
- (2) 開所日が原則として休日等であること。ただし、12月29日から1月3日までの期間はこの限りではない。
- (3) 開所時間が原則として1日11時間であること。
- (4) 児童の数に応じて保育士を、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。）第33条の規定に基づいた配置をすること。
- (5) 児童に対しては、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

(利用登録)

第4条 休日保育事業の利用を希望する児童の保護者（以下「登録申請者」という。）は、藤沢市休日保育事業登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により実施施設の長（以下「施設長」という。）に利用の登録を申請しなければならない。ただし、藤沢市特別保育予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して申請する場合は、登録申請者は登録申請書の提出は不要とする。

2 前項の規定により、登録の申請があったときは、審査のうえ、その可否について、速やかに藤沢市休日保育事業登録決定通知書（第2号様式）により登録申請者に通知するものとする。ただし、予約システムによる申請があった場合は、藤沢市休日保育事業登録決定通知書を用いず、予約システム及びWEBメールを用いて通知するものとする。

3 実施者は、前項の規定により登録を認める決定をしたときは、予約システムを用いて登録情報を管理するものとする。

4 登録の有効期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。

5 登録申請者は、登録内容に変更が生じた場合は、その旨施設長に届け出なければならない。

6 実施施設は、登録申請書の提出を受けた場合や保護者からの依頼があった場合は、原則として保護者の代わりに予約システムの利用登録を行うこととする。

(登録の辞退)

第5条 登録申請者は、前条第2項の規定により登録が決定された後、この事業の利用を辞退しようとするときは、藤沢市休日保育事業登録辞退届（第3号様式）を施設長に届け出なければならない。ただし、予約システムを利用している場合

は、藤沢市休日保育事業登録辞退届の提出は不要とし、予約システム上で辞退の手続きを行うものとする。

(利用手続)

第6条 休日保育事業の利用を希望する第4条第2項の規定により登録が決定された児童の保護者（以下「利用申込者」という。）は、利用を希望する日（以下「利用日」という。）の属する月の前月の1日から20日までに藤沢市休日保育事業利用申込書（第4号様式）を施設長に提出しなければならない。この場合において、当該期限の日が休日等に該当するときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。ただし、予約システムを利用して申込む場合は、藤沢市休日保育事業利用申込書の提出は不要とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用申込者に緊急、かつ、やむを得ない事由があり、実施施設において保育の実施に特に支障がないと認められるときは、利用を申し込むことができる。

3 利用申込者は、前2項の申込内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を施設長に申し出なければならない。

4 利用申込者は、利用日を辞退する場合、実施施設の定める日時までに実施施設へ辞退の連絡をしなければならない。

(利用の制限)

第7条 施設長は、利用日において保育を実施することが児童の安全管理に支障を来すおそれがあると判断した場合には、休日保育事業の利用を制限することができる。

(利用の解除)

第8条 施設長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、児童の登録の取り消し又は利用の停止をすることができる。

(1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用目的に反する行為があったとき。

(3) 実施施設の指示に従わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、休日保育事業を利用させることが不適当と認められるとき。

(利用料)

第9条 保育短時間認定を受けた児童の保護者は、実施施設が定めた基本保育時間の外で休日保育事業を受けるときは、実施施設が定める時間外保育に係る費用を実施施設に支払うものとする。

(書類の整備、保存)

第10条 施設長は、休日保育事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備し、5年間保存しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

7 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

9 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第3条関係 市長の指定する施設

名 称	位 置
社会福祉法人伸こう福祉会 キディ鵜沼・藤沢	藤沢市鵜沼藤が谷 1－7－8
社会福祉法人伸こう福祉会 キディ湘南 C－X	藤沢市辻堂神台 1－3－39 オザワビル 2・3階
株式会社オフィスエム どれみチャイルドくらぶ にじ	藤沢市湘南台 2－18－9 TOMOS 湘南台 1階